

伊達市

森林整備計画

福島県

伊達市

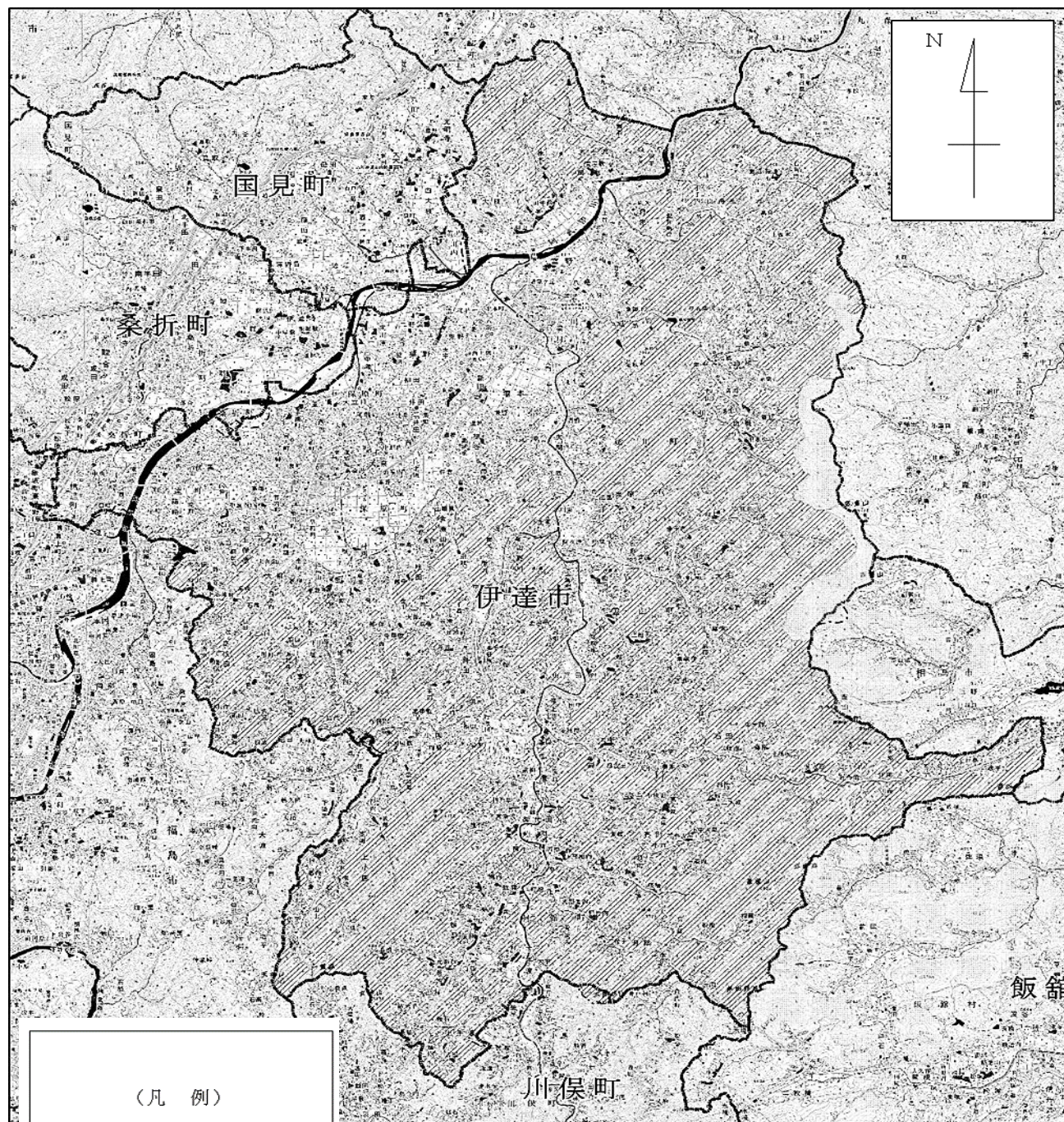
伊達市森林整備計画

計画期間

自	令和	7年	4月	1日
至	令和	17年	3月	31日

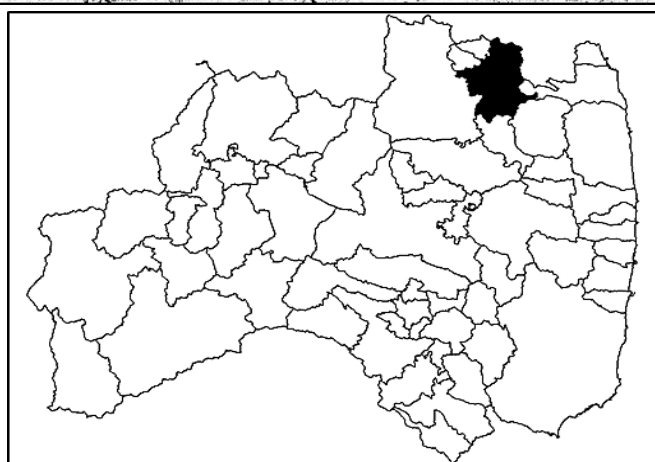
福島県
伊達市

市町村位置図



(凡 例)

- 山 岳 ▲
- 河 川 —
- 都道府県界 - - - - -
- 森林計画区界 ·····
- 市町村界 - · - · - ·
- 民有林
- 国有林
- 鉄道



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	… 5
2 森林整備の基本方針	… 5
3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 7
II 森林の整備に関する事項	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	… 8
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	… 8
3 その他必要な事項	… 9
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	… 9
2 天然更新に関する事項	… 10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	… 11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	… 12
5 その他必要な事項	… 12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	… 13
2 保育の種類別の標準的な方法	… 14
3 その他必要な事項	… 15
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	… 15
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	… 16
3 その他必要な事項	… 16
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	… 17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	… 17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	… 17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	… 17
5 その他必要な事項	… 17
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	… 17
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	… 17
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	… 17
4 その他必要な事項	… 18
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	… 18
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	… 18
3 作業路網の整備に関する事項	… 18
4 その他必要な事項	… 20

第 8 その他必要な事項	...	20
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	...	20
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	...	21
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	...	21
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第 1 鳥獣害の防止に関する事項		
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	...	22
2 その他必要な事項	...	22
第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	...	22
2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	...	22
3 林野火災の予防の方法	...	22
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	...	22
5 その他必要な事項	...	22
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項		
1 保健機能森林の区域	...	23
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	...	23
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	...	23
4 その他必要な事項	...	23
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項		
1 森林経営計画の作成に関する事項	...	24
2 生活環境の整備に関する事項	...	24
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	...	24
4 森林の総合利用の推進に関する事項	...	25
5 住民参加による森林の整備に関する事項	...	25
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	...	25
7 その他必要な事項	...	25

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は福島県中通り地方最北部に位置し、南は川俣町、福島市飯野町、東は相馬市、相馬郡、北は宮城県白石市、宮城県伊具郡、西は福島市、桑折町、国見町に接しており、阿武隈川流域に広がる福島盆地の北部と、阿武隈高地からなる南部の大きく2つに区分することができる。

本市の総面積26,512haのうち、森林面積は13,369ha（注1）であり、総土地面積の50%を占めており、民有林12,856ha、国有林513haで構成されている。林産物の生産、国土の保全、水資源や環境の保全等多面的な機能を有しており、これら機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついている。

森林資源の整備状況をみると、戦後営々として続けられてきた造林の推進により民有林の人工林面積は4,719haで人工林率は36.7%となっている。

また、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適正に実施されない森林が増加している。

さらに、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

このため、市、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的に間伐、保育等の森林整備を積極的に推進し、その基盤となる路網整備を推進するとともに、森林組合等による施業実施体制の整備、森林組合や林業関連経営体の育成、関連施策の積極的活用等を図り、森林整備の目標達成に努めるものとする。

注1：阿武隈川地域森林計画書（令和6年度樹立）より

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。

また、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮する。

また、近年の森林に対する市民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に

応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健、教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

【森林整備の基本的な考え方】

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林の機能維持を図る。

【具体的な整備方針】

- ・ 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。
- ・ 自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。
- ・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・ 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

【森林整備の基本的な考え方】

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林の機能維持を図る。

【具体的な整備方針】

災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

- ・ 自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
- ・ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
- ・ 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

【森林整備の基本的な考え方】

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林の機能維持を図る。

【具体的な整備方針】

- ・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

- ・ 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能維持増進森林

【森林整備の基本的な考え方】

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県市民の保健・教育的利用等に適した森林の機能維持を図る。

【具体的な整備方針】

- ・ 市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
- ・ 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
- ・ 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

【森林整備の基本的な考え方】

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林の機能維持を図る。

【具体的な整備方針】

- ・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
また、放射性物質の汚染状況に応じた技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策を図る。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。

あわせて、航空レーザ測量等により整備された森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めるものとする。

また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
管内一円	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

※広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に使われるもの。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標を定めたものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからカに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。

イ 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保全等に努める。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。

また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、阿武隈川地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

イ その他

伐採作業を行うに当たり空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	クヌギ、コナラ、クリ等	

(注1) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、市農林整備課又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種の選定を行う。

(注2) 苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努める

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	1,500～3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとする。
ヒノキ	1,500～3,000	
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500～2,500	
広葉樹	1,500～6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽においては、上記の標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、市農林整備課又は林業普及指導員に相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。 b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 c 傾斜角30°以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植 付 け の 方 法	a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 b 凍結や乾燥のおそれがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 c 多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植えあるいは巣植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。
植 栽 の 時 期	a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(注) 伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとするほか、花粉の少ない種苗等の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ・モミ等	クヌギ・コナラ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	—	クヌギ・コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新による場合は、(3)に定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数
アカマツ・モミ等（針葉樹） クヌギ・コナラ等（広葉樹）	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

○立木度は、幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と該当林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号福島県農林水産部長通知）によるものとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
すべての人工造林地	森林の下層植生・周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が見込める森林について天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の（2）のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による
- イ 天然更新の場合
2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育しうる最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

マツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し特定母樹等から生産した優良種苗の供給及び使用を推進する。

イ 花粉発生源対策の加速化

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、技術の対策状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適切な運用を図るものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系 (植栽本数)	間伐時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000本/ha	14	19	25	32	40	・ 選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行う。 ・ 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定する。 なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・ 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 ・ 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害のおそれのない林分において実施する。 ・ 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。 ・ 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。
ヒノキ	3,000本/ha	19	24	30	40	—	
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

※ 間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下である、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△	△	△							雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△							
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△							
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△	△	△							
つる切り	スギ												○			○	下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
	ヒノキ												○			○	
	アカマツ													○			
	カラマツ											○					
除伐	スギ									△			○			○	下刈り終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
	ヒノキ									△			○			○	
	アカマツ										△			○			
	カラマツ											○					
枝打ち	スギ										△			○			経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う
	ヒノキ										△			○			

(注1) △印は必要に応じ実施するもの。

(注2) 本表は、地位（中）における20年生までの一般的な保育基準表であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することが必要になります。

3 その他必要な事項

- (1) 森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生の適正維持のため、適切に間伐を実施する。この場合、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるように成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉発生源対策に資するため、スギ、ヒノキ人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木を優先的に実施することとする。

- (2) 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社(以下、「森づくり公社」という。)の施業に関する基準は以下のとおりとする。

ア 森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるため、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

イ 施業基準

施業種	施 業 の 内 容
下刈	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
除伐	3～5齢級(13年生、18年生)で1回(雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回)実施
保育間伐	4～12齢級の林分を対象に間伐率おおむね30%で1～2回実施
利用間伐	5～12齢級の林分を対象に間伐率おおむね30%で1～2回実施(補助事業に該当する場合に限る)

注 従前の施業基準に基づく間伐率20%の造林・育林地にあつては、施業基準に基づく保育間伐を実施したものとする。

- (3) 未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへ利活用を推進する。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

- (4) 伐採作業を行うに当たり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び区域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢で行うものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表1	55年	60年	50年	65年	25年	75年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、それぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とするものの、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とするものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、区域別に標準伐期齢のおおむね 2 倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表 2	90年	100年	80年	110年	30年	130年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。（アカマツの天然下種更新など、市が定める例外を除く。）

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は、経営の受託等を実施する際、森林経営の委託方法や立木の育成権の委任の程度に留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、本市の森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるように留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的・効率的に行うため、森林組合等の林業経営体や森林所有者等が合意形成を図りながら、地域ぐるみで森林施業の共同化を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促し、合理的・効率的な森林施業・林業経営を推進するため、森林所有者等へ、森林の公益的機能及び適切な森林管理の重要性の普及・啓発を行い、森林所有者の積極的な参加による施業実施協定の締結を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同で森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項を予め明確にしておく。

- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にしておく。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が、(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実行性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。

4 その他必要な事項 該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0 ~15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系	16以上	44 〈34〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系	16以上	4 〈0〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	0以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号
該当なし				

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作成にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講ずるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (林班等)	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利用区域 面積 (ha)	うち前半 5ヶ年分	対図 番号	備考 (路線 番号)
開設 (改築)		林道	梁川町	足駄木	1,000	111		1	4257
			梁川町	東大枝	1,120	163		2	4253
			開設 (改築) 計		2,120				
拡張 (改良)	自動車道	林道	梁川町	柳沢	100 1	84		3	14608 法面保全1
			梁川町	新山	150 1	47		4	4258 法面保全1
			梁川町	取揚沢	320 3	93	○	5	4256 局部改良1 法面保全2
			梁川町	茂倉	120 1	19		6	6181 法面保全1
			梁川町	山の神山	300 1	82		7	14609 法面保全1
			梁川町	石蔵山	940 4	158		8	3069 局部改良2 法面保全2
			霊山町	三郷森	313 3	149	○	2	4269 局部改良1 法面保全2
			霊山町	古霊山	11 1	82	○	20	4587 局部改良1
			拡張 (改良) 計		8 15	2,254			
拡張 (舗装)			梁川町	足駄木	3,757	111		9	4257
			梁川町	新山	2,636	47		10	4258
			梁川町	東大枝	2,258	163		11	4253
			梁川町	茂倉	1,542	19		12	6181
			梁川町	柳沢	1,650	84		13	14608
			梁川町	日面	3,716	140		14	4254
			霊山町	堀沢 (I)	2,940	256		3	13227
			保原町	黒森	826	38		1	4211
			保原町	西沢	1,054	117		2	4222
			拡張 (舗装) 計		9	20,379			

注 1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張にあっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

9 かっこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

- (2) 細部路網に関する事項
 - ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。
 - イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。
- 4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - (1) 林業経営体の経営基盤の強化

林業従事者の育成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の経営基盤や経営力の強化を図る必要があるため、事業体は以下の点について条件整備を行うものとする。

 - ア ICTを活用した生産管理手法の導入
 - イ 生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
 - ウ 生産性の向上と収益性の確保
 - エ 林業経営体間の事業協力や共同組織化
 - オ 収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
 - カ 通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化
 - キ 技能等の客観的評価の促進などによる処遇の改善
 - (2) 林業従事者の確保・育成

林業従事者を確保するために、以下の点について方策を講じるものとする。

 - ア 経営体の体質強化
 - イ 新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
 - ウ 新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
 - エ 林業従事者に対する知識・技能の習得のための計画的な研修の実施
 - オ 新たな森林整備の担い手として期待されるNP0、ボランティア団体等への支援
 - (3) 林業後継者の育成

林業後継者の育成のために、以下の点について方策を講じるものとする。

 - ア 林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
 - イ 林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
 - ウ 地域林業の中核となるリーダーの育成と後継者が育ちやすい環境の構築
 - (4) 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために、以下の点について方策を講じるものとする。

 - ア 作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
 - イ 安全衛生教育（除染等業務も含む）や新たな作業システムに対応した研修等の実施
 - ウ 振動障害予防及び放射線障害防止のため特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
 - エ 安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
 - オ 長袖、手袋、マスクの使用による身体等の放射性物質による汚染防止
 - カ 被ばく線量管理、作業上の措置、健康診断等除染電離則（*1）等関係制度（*2）の遵守

*1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」

*2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材 集材	緩傾斜地	チェーンソー、トラクタ 林内作業車	ハーベスタ、チェーンソー、プロセッサ、 フォワーダ
	急傾斜地	チェーンソー 集材機	チェーンソー、スイングヤーダ、 プロセッサ
造林・ 保育等	下刈り 地拵え	刈払機 チェーンソー	刈払機 チェーンソー
	枝打	枝打ち鉋、のこぎり	自動枝打機

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大により、多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとする。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産木材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、消費者のニーズに対応した供給システムの確立を図り、地域の木材の利用促進に努めるものとする。

その際、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
原木市場	伏黒	40,000m ³	1				伊達
製材工場	大泉	250m ³	2				保原
製材工場	小梁川	300m ³	3				梁川
製材工場	北本町	100m ³	4				梁川
製材工場	掛田	1,500m ³	5				霊山
椎茸栽培施設	石田 大石	生86t 乾19t	6				霊山
製材工場	御代田	1,700m ³	7				月舘

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととする。

なお、保全すべき森林は別表3のとおりとする。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進していくこととする。

3 林野火災の予防の方法

地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくこととする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「伊達市火入れに関する条例」等を遵守し安全管理に留意し実施する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

別表4のとおり。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、市長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(2) 薬剤による防除の対象区域等

別表5のとおり。

(3) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）			
地 区	林 班	人工林	天然林	その他	合計
	該当なし				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業区分	施 業 の 方 法
	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

区域名	施 設 の 整 備
	該当なし

留意事項：自然環境の保全に配慮する。

（2）立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高（m）	備 考
—	規定しない	

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	林班数	面積 (ha)
伊達	1	1	14.98
梁川	1～60	60	3,368.02
保原	1～22	22	1,123.68
霊山	1～83	83	5,507.65
月舘	1～53	53	2,843.88
合 計		219	12,858.21

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の有する経済機能と公益的機能を総合的に調和させ発展させるために、広葉樹も含めた人工林の造成、市の特産となっている特用林産物や林業生産の拡大、保安林の整備、治山の事業の推進を図るとともに、余暇活動の場としての整備を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
赤坂の里 森林公園	保原町 金原田	24ha 管理棟 1 棟 キャンプ施設		該当なし	1
やながわ 希望の森公園	梁川町 字内山	37ha 管理棟 1 棟 キャンプ施設 ミニ S L		該当なし	2
霊山湧水の里	霊山町 大石	2.2ha 管理棟 1 棟 キャンプ施設		該当なし	3
月見館森林公園	月館町 月館	22ha 管理棟 1 棟 キャンプ施設		該当なし	4

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

ボランティア団体等と連携し、森林・林業体験等を実施し、森林づくりへの直接参加を推進する。

（２）上下流連携による取組に関する事項

本市を流れる広瀬川の上流に位置する川俣町と共同で、水量の確保、災害防止のための連携森林造成等に取り組む。

（３）その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

○ 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考

7 その他必要な事項

（１）保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施する。

（２）森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関や森林組合等と連携を密にし、森林所有者等への普及啓発、経営意欲の向上に努める。

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源涵養保安林	834.57
	旧伊達町 該当なし	
	旧梁川町 11 (3, 5～8, 10～26) 12 (22～28, 36～38)	
	旧保原町 3 (42～51, 157～161)	
	旧靈山町 8 (93, 95, 96) 9 (7, 15～36, 38, 43～52, 54, 56, 58, 59, 65, 67, 68, 70～75) 10 (1～7, 9～20, 22～33) 11 (1～8, 10～17, 20～24, 32～46) 12 (6～10, 12, 13, 17～33) 13 (1, 2, 4～7, 10, 12) 39 (107～124) 40 (62～69, 104～112, 114～118, 123～125, 127, 129, 131, 133～137, 142, 144～156, 158～160, 165, 204～206, 230～232, 236, 237, 239～256, 258～275, 277～291, 296) 41 (24～27, 30～37, 44, 89, 260～262, 266, 267, 298～300, 320) 43 (1, 3, 5, 6, 11, 13, 14, 102～106, 110～122, 127～129) 45 (80, 83～86) 48 (11, 13～18, 23～37, 39～48, 50～56) 49 (1～6, 10～15, 20, 23, 37) 50 (45～52, 79～83, 85～91) 74 (2～4, 161, 171, 174, 175, 180～182, 184～197, 200, 201, 203～246, 249, 252, 253, 259, 265, 278, 279, 284～287, 289, 297, 299) 81 (1～21, 23, 24)	
	旧月舘町 21 (18～25, 39～64) 25 (62, 75～85)	

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土砂流出防備保安林等 旧伊達町 該当なし 旧梁川町 1 (8, 9, 13, 15, 25, 28, 66, 67, 69, 73~78, 80~82, 84, 86, 88, 94) 6 (9, 16, 18, 19, 39, 44, 47~49, 51~54, 60~62, 64) 11 (64) 14 (332, 380) 15 (34, 35, 67, 74~81, 84, 86~94, 98~102, 105, 107, 110~112, 117) 16 (91, 108, 110, 130, 135~137, 139, 141~150, 155, 157~160, 166) 18 (135~140, 168~172, 174~177, 234~249, 291, 305) 22 (2, 5~10, 12, 14, 22, 24, 26, 28~31, 34~36, 38, 39, 180, 182, 184, 186, 188, 190, 192, 194) 23 (8, 9, 15~17, 20, 23, 24, 43~45) 35 (298~301, 303, 304, 352) 36 (191~199, 205, 210~214) 38 (40, 87~89, 92~98, 115) 39 (2, 3, 29~31, 47~52, 54, 61~69, 71~73, 80, 256) 40 (5, 8~12, 197, 250, 256, 257, 259, 261~263, 278, 280~283) 43 (4, 6, 8, 10~12, 15~18, 21, 22, 24~27, 202, 206, 209, 210) 46 (20~24, 33, 34, 46~48, 56, 57, 67, 85, 95~100)	1,796.55
	旧保原町 1 (136~141) 2 (29, 42, 45, 47, 74~85, 87, 88, 122, 126~139, 142~146, 148~153) 3 (35~38, 162~173, 175~177) 4 (33~47) 5 (75~88, 151, 167~185, 194, 278~280, 282~285) 6 (82~91) 20 (41, 74~81, 83, 87, 88, 123~126, 128~130, 133) 21 (53, 79~88, 126~135, 139, 141~145, 154~157, 159) 22 (116, 118, 145~148)	

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
土地に関する災害の 防止及び土壌の保全 の機能の維持増進を 図るための森林施業 を推進すべき森林	旧霊山町 1 (306～308, 351, 358, 381, 423) 2 (19, 21) 3 (111～130, 134) 6 (226, 252, 260, 262, 263, 335) 8 (53～56, 62, 64～81, 83, 85～92, 94, 97, 99, 101, 103～104, 106) 9 (60～64) 13 (15～18, 23, 24, 27, 29, 30, 34, 38, 41～46) 14 (8～10, 27～32) 17 (20) 18 (1～3, 8, 11, 12, 15, 22, 31～52) 19 (135～137, 147, 152～159, 161, 162, 164～168, 170, 171, 175, 176, 178～183, 195, 196) 20 (162) 21 (138～141, 148～150, 162～169, 173, 175, 185) 22 (12, 62～65, 80～84, 87～92, 95, 111, 112, 117～119) 23 (1, 8, 11, 13, 14, 18～20, 22～25, 27, 29～31, 33, 35) 26 (253, 284, 286, 289) 30 (16～18, 20, 21, 23) 31 (59, 61, 66, 69～71, 76, 81, 85, 88, 90, 91, 94, 97～102, 105, 106, 225) 32 (37～39, 129, 130) 33 (2, 3, 11, 37, 92～94, 96, 100, 102, 104, 168, 170, 173, 174) 34 (22, 27, 45, 47, 51, 62～67, 69～71, 95, 97, 101, 103, 157, 158, 168～170, 172～176, 180～183, 187, 188, 190～198, 200, 223, 235, 236, 335, 336, 339～341, 380, 384, 421～437) 35 (24, 25, 27, 28, 32, 48, 50, 51, 132, 139～141, 143, 147, 170, 171, 183, 186 214～216) 36 (41, 130, 131, 133～135, 143, 145, 204) 38 (4, 17, 22, 23, 29, 30, 39, 41, 169) 39 (100, 102, 103, 178, 179) 40 (49～60) 41 (130～133, 149, 165, 168, 169, 173, 175～184, 186, 187, 190～194, 196, 197, 204, 205, 213, 215, 218～221, 225, 232, 235, 331～335) 42 (30, 32～34, 47～51) 43 (3, 6～13, 15～18, 24～33, 37, 38, 40～43, 45～64, 67, 69～86, 89～100, 106, 108, 109, 123～127, 130, 138, 139) 45 (63, 96, 111) 46 (49, 53, 55, 81, 83, 87, 89, 101, 102, 104～106, 109) 53 (2, 30, 32, 33, 35～38, 62～65, 67, 69～87) 54 (5, 10, 14, 32, 33, 77, 115, 263～267, 269～272) 56 (46～48, 68, 71) 57 (136, 147～155, 158～163, 169, 181～186) 58 (23, 24, 47, 51, 93, 109～113, 121, 122, 128, 132, 133, 136, 138, 139, 182 183, 186, 187) 60 (3～6, 8～14, 21, 78, 93) 62 (56～60, 64, 65, 68, 84) 68 (6～12, 15～17, 19～27, 29～36, 63～68) 69 (2, 7, 9～11, 31, 33, 35, 36) 70 (12) 78 (81, 95～97, 101, 122, 133, 134, 144, 149～153) 82 (11)	

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
土地に関する災害の 防止及び土壌の保全 の機能の維持増進を 図るための森林施業 を推進すべき森林	旧月舘町 1 (59～61, 65, 67, 101) 6 (126, 200) 10 (72, 75, 77, 79, 81, 82, 96, 97, 104, 109, 111, 115, 119, 129, 215～218, 220)	
	14 (86～88)	
	16 (1～5, 47, 48, 99, 100～102, 125, 126, 137～145, 147, 158)	
	17 (42～61, 63)	
	19 (1, 14～32)	
	20 (63～77)	
	23 (48～50, 52～59)	
	24 (3, 21～85, 90)	
	25 (58～61, 128, 129, 133～136)	
	26 (166～168)	
	27 (20～46, 78～83)	
	28 (3～12, 87～117, 125～156)	
	30 (2, 6, 108)	
	31 (12～17)	
	32 (27, 31, 33, 73～83, 127, 128, 134, 138, 141)	
	33 (1, 2, 48, 49)	
	34 (68, 70, 72, 73, 75, 78, 79, 81, 82, 117～122, 124, 126～129)	
	38 (109, 110, 119, 124～130, 137)	
	40 (64～67, 70～72, 76, 78, 81～83, 89～99)	
	41 (75～94, 96, 67, 99～113, 124～129, 132～135, 141～143, 185, 186, 218～229, 232, 234, 235, 237, 242, 254～260, 262, 263, 265, 266, 353～357, 359～366, 379, 430～434, 437)	
	42 (50, 70, 76, 77, 96～98, 161～163, 167, 177, 178, 210, 247, 248)	
	43 (449～451, 456～458, 460, 461)	
	44 (50, 51)	
	45 (10～21, 23～39, 43, 48～51, 53, 54, 60, 73～76, 83～85, 105, 118～120, 126～130, 134～149, 151～153, 163, 164, 175～177, 180, 194～198, 203～208, 210～221, 225, 234～263, 265, 266, 270～272, 274, 275, 283)	
	46 (3～6, 10～15, 22～24, 31～34, 49～52, 67, 71, 103～105, 113)	

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	47 (3～6, 8～11, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 34～39, 43, 46, 47, 51, 52, 88, 91～93, 95, 96, 98～100, 113～115, 118, 120～124, 126, 129～131, 135, 136, 143, 144, 145～147, 150, 153, 155, 173～176) 48 (1～12, 17～19, 26) 50 (118～123, 126～134, 340～342, 360, 361, 364, 366～368, 543, 544, 546) 52 (16, 277～279, 281)	
	(社)ふくしま緑の森づくり公社造林地 ※保安林小班と重複あり 旧霊山町 8 (95, 96) 9 (15～22, 66, 67) 12 (19～24) 18 (45, 46) 19 (113, 114, 116, 117, 119) 24 (29～31, 33, 77, 85, 86) 25 (67, 80～82, 86, 88～92, 108, 109, 113, 114, 145, 147, 148, 151, 154, 156) 29 (30, 32, 90, 92, 94, 95, 98, 99, 101, 103～105, 107, 108, 110, 114, 117, 121, 134, 136, 147～151, 153, 154, 158, 159, 163～166, 168) 34 (347, 349, 350) 40 (62～69, 104～106, 127, 129, 131, 133～139, 158, 159, 202, 203, 231～236, 250, 251, 258～269) 45 (38～40) 48 (15～19) 49 (10～17, 21～23, 28～30, 32～41) 50 (8, 9, 17, 19, 20) 51 (6～8, 53) 52 (9～31, 55, 56, 58, 67) 53 (37, 38, 40～47, 54～56, 58～62, 86, 87) 54 (19～21, 23, 24, 27～29) 56 (16, 19, 21, 26, 53, 55) 60 (8～11, 14) 61 (58, 59, 63) 62 (15～22, 43～47) 73 (58, 62, 64, 73, 74, 78, 82, 85, 86, 98, 121, 124, 125, 128, 130, 132, 134, 138, 143, 144, 146, 147, 150, 153, 155, 157, 158, 161, 226, 233, 237, 241, 246, 248, 252, 253, 255, 265, 267, 271) 74 (32, 38, 40, 41, 43, 44, 49, 50, 53, 55, 56, 58～61, 63, 64, 66, 67, 69, 70, 72, 73, 75, 76, 267, 271, 274, 277, 284～287, 295, 297～299, 314～316) 76 (106, 107, 109, 110, 112, 113, 115, 116, 120～122, 127, 142) 77 (131～135, 142, 145, 149, 152, 154, 160, 161) 78 (68～71, 74, 76, 85, 87, 88, 90, 91, 93) 82 (355, 364～366, 369～371, 373, 396, 397, 401, 405) 83 (281, 282, 286, 287, 296, 297, 299, 300, 304, 305, 307, 315, 319, 326, 327, 329, 331, 338, 340, 342～347, 367)	

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧保原町 4 (33～45) 旧霊山町 20 (142, 164, 165, 188～191, 196)	27. 07
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	水源涵養保安林	834.57
	旧伊達町 該当なし	
	旧梁川町 11 (3, 5～8, 10～26) 12 (22～28, 36～38)	
	旧保原町 3 (42～51, 157～161)	
	旧靈山町 8 (93, 95, 96) 9 (7, 15～36, 38, 43～52, 54, 56, 58, 59, 65, 67, 68, 70～75) 10 (1～7, 9～20, 22～33) 11 (1～8, 10～17, 20～24, 32～46) 12 (6～10, 12, 13, 17～33) 13 (1, 2, 4～7, 10, 12) 39 (107～124) 40 (62～69, 104～112, 114～118, 123～125, 127, 129, 131, 133～137, 142, 144～156, 158～160, 165, 204～206, 230～232, 236, 237, 239～256, 258～275, 277～291, 296) 41 (24～27, 30～37, 44, 89, 260～262, 266, 267, 298～300, 320) 43 (1, 3, 5, 6, 11, 13, 14, 102～106, 110～122, 127～129) 45 (80, 83～86) 48 (11, 13～18, 23～37, 39～48, 50～56) 49 (1～6, 10～15, 20, 23, 37) 50 (45～52, 79～83, 85～91) 74 (2～4, 161, 171, 174, 175, 180～182, 184～197, 200, 201, 203～246, 249, 252, 253, 259, 265, 278, 279, 284～287, 289, 297, 299) 81 (1～21, 23, 24)	
	旧月舘町 21 (18～25, 39～64) 25 (62, 75～85)	

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林	(社)ふくしま緑の森づくり公社造林地 旧霊山町 8 (95, 96) 9 (15～22, 66, 67) 12 (19～24) 18 (45, 46) 19 (113, 114, 116, 117, 119) 24 (29～31, 33, 77, 85, 86) 25 (67, 80～82, 86, 88～92, 108, 109, 113, 114, 145, 147, 148, 151, 154, 156) 29 (30, 32, 90, 92, 94, 95, 98, 99, 101, 103～105, 107, 108, 110, 114, 117, 121, 134, 136, 147～151, 153, 154, 158, 159, 163～166, 168) 34 (347, 349, 350) 40 (62～69, 104～106, 127, 129, 131, 133～139, 158, 159, 202, 203, 231～236, 250, 251, 258～269) 45 (38～40) 48 (15～19) 49 (10～17, 21～23, 28～30, 32～41) 50 (8, 9, 17, 19, 20) 51 (6～8, 53) 52 (9～31, 55, 56, 58, 67) 53 (37, 38, 40～47, 54～56, 58～62, 86, 87) 54 (19～21, 23, 24, 27～29) 56 (16, 19, 21, 26, 53, 55) 60 (8～11, 14) 61 (58, 59, 63) 62 (15～22, 43～47) 73 (58, 62, 64, 73, 74, 78, 82, 85, 86, 98, 121, 124, 125, 128, 130, 132, 134, 138, 143, 144, 146, 147, 150, 153, 155, 157, 158, 161, 226, 233, 237, 241, 246, 248, 252, 253, 255, 265, 267, 271) 74 (32, 38, 40, 41, 43, 44, 49, 50, 53, 55, 56, 58～61, 63, 64, 66, 67, 69, 70, 72, 73, 75, 76, 267, 271, 274, 277, 284～287, 295, 297～299, 314～316) 76 (106, 107, 109, 110, 112, 113, 115, 116, 120～122, 127, 142) 77 (131～135, 142, 145, 149, 152, 154, 160, 161) 78 (68～71, 74, 76, 85, 87, 88, 90, 91, 93) 82 (355, 364～366, 369～371, 373, 396, 397, 401, 405) 83 (281, 282, 286, 287, 296, 297, 299, 300, 304, 305, 307, 315, 319, 326, 327, 329, 331, 338, 340, 342～347, 367)	337.45

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増 進森林	土砂流出防備保安林等	1,796.55
	旧伊達町 該当なし 旧梁川町 1 (8, 9, 13, 15, 25, 28, 66, 67, 69, 73～78, 80～82, 84, 86, 88, 94) 6 (9, 16, 18, 19, 39, 44, 47～49, 51～54, 60～62, 64) 11 (64) 14 (332, 380) 15 (34, 35, 67, 74～81, 84, 86～94, 98～102, 105, 107, 110～112, 117) 16 (91, 108, 110, 130, 135～137, 139, 141～150, 155, 157～160, 166) 18 (135～140, 168～172, 174～177, 234～249, 291, 305) 22 (2, 5～10, 12, 14, 22, 24, 26, 28～31, 34～36, 38, 39, 180, 182, 184, 186, 188, 190, 192, 194) 23 (8, 9, 15～17, 20, 23, 24, 43～45) 35 (298～301, 303, 304, 352) 36 (191～199, 205, 210～214) 38 (40, 87～89, 92～98, 115) 39 (2, 3, 29～31, 47～52, 54, 61～69, 71～73, 80, 256) 40 (5, 8～12, 197, 250, 256, 257, 259, 261～263, 278, 280～283) 43 (4, 6, 8, 10～12, 15～18, 21, 22, 24～27, 202, 206, 209, 210) 46 (20～24, 33, 34, 46～48, 56, 57, 67, 85, 95～100) 旧保原町 1 (136～141) 2 (29, 42, 45, 47, 74～85, 87, 88, 122, 126～139, 142～146, 148～153) 3 (35～38, 162～173, 175～177) 4 (33～47) 5 (75～88, 151, 167～185, 194, 278～280, 282～285) 6 (82～91) 20 (41, 74～81, 83, 87, 88, 123～126, 128～130, 133) 21 (53, 79～88, 126～135, 139, 141～145, 154～157, 159) 22 (116, 118, 145～148)	

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	旧霊山町 1 (306～308, 351, 358, 381, 423) 2 (19, 21) 3 (111～130, 134) 6 (226, 252, 260, 262, 263, 335) 8 (53～56, 62, 64～81, 83, 85～92, 94, 97, 99, 101, 103～104, 106) 9 (60～64) 13 (15～18, 23, 24, 27, 29, 30, 34, 38, 41～46) 14 (8～10, 27～32) 17 (20) 18 (1～3, 8, 11, 12, 15, 22, 31～52) 19 (135～137, 147, 152～159, 161, 162, 164～168, 170, 171, 175, 176, 178～183, 195, 196) 20 (142, 162, 164, 165, 188～191, 196) 21 (138～141, 148～150, 162～169, 173, 175, 185) 22 (12, 62～65, 80～84, 87～92, 95, 111, 112, 117～119) 23 (1, 8, 11, 13, 14, 18～20, 22～25, 27, 29～31, 33, 35) 26 (253, 284, 286, 289) 30 (16～18, 20, 21, 23) 31 (59, 61, 66, 69～71, 76, 81, 85, 88, 90, 91, 94, 97～102, 105, 106, 225) 32 (37～39, 129, 130) 33 (2, 3, 11, 37, 92～94, 96, 100, 102, 104, 168, 170, 173, 174) 34 (22, 27, 45, 47, 51, 62～67, 69～71, 95, 97, 101, 103, 157, 158, 168～170, 172～176, 180～183, 187, 188, 190～198, 200, 223, 235, 236, 335, 336, 339～341, 380, 384, 421～437) 35 (24, 25, 27, 28, 32, 48, 50, 51, 132, 139～141, 143, 147, 170, 171, 183, 186, 214～216) 36 (41, 130, 131, 133～135, 143, 145, 204) 38 (4, 17, 22, 23, 29, 30, 39, 41, 169) 39 (100, 102, 103, 178, 179) 40 (49～60) 41 (130～133, 149, 165, 168, 169, 173, 175～184, 186, 187, 190～194, 196, 197, 204, 205, 213, 215, 218～221, 225, 232, 235, 331～335) 42 (30, 32～34, 47～51) 43 (3, 6～13, 15～18, 24～33, 37, 38, 40～43, 45～64, 67, 69～86, 89～100, 106, 108, 109, 123～127, 130, 138, 139) 45 (63, 96, 111) 46 (49, 53, 55, 81, 83, 87, 89, 101, 102, 104～106, 109) 53 (2, 30, 32, 33, 35～38, 62～65, 67, 69～87) 54 (5, 10, 14, 32, 33, 77, 115, 263～267, 269～272) 56 (46～48, 68, 71) 57 (136, 147～155, 158～163, 169, 181～186) 58 (23, 24, 47, 51, 93, 109～113, 121, 122, 128, 132, 133, 136, 138, 139, 182, 183, 186, 187) 60 (3～6, 8～14, 21, 78, 93) 62 (56～60, 64, 65, 68, 84) 68 (6～12, 15～17, 19～27, 29～36, 63～68) 69 (2, 7, 9～11, 31, 33, 35, 36) 70 (12) 78 (81, 95～97, 101, 122, 133, 134, 144, 149～153) 82 (11)	

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増 進森林	旧月舘町 1 (59～61, 65, 67, 101) 6 (126, 200) 10 (72, 75, 77, 79, 81, 82, 96, 97, 104, 109, 111, 115, 119, 129, 215～218, 220) 14 (86～88) 16 (1～5, 47, 48, 99, 100～102, 125, 126, 137～145, 147, 158) 17 (42～61, 63) 19 (1, 14～32) 20 (63～77) 23 (48～50, 52～59) 24 (3, 21～85, 90) 25 (58～61, 128, 129, 133～136) 26 (166～168) 27 (20～46, 78～83) 28 (3～12, 87～117, 125～156) 30 (2, 6, 108) 31 (12～17) 32 (27, 31, 33, 73～83, 127, 128, 134, 138, 141) 33 (1, 2, 48, 49) 34 (68, 70, 72, 73, 75, 78, 79, 81, 82, 117～122, 124, 126～129) 38 (109, 110, 119, 124～130, 137) 40 (64～67, 70～72, 76, 78, 81～83, 89～99) 41 (75～94, 96, 67, 99～113, 124～129, 132～135, 141～143, 185, 186, 218～229, 232, 234, 235, 237, 242, 254～260, 262, 263, 265, 266, 353～357, 359～366, 379, 430～434, 437) 42 (50, 70, 76, 77, 96～98, 161～163, 167, 177, 178, 210, 247, 248) 43 (449～451, 456～458, 460, 461) 44 (50, 51) 45 (10～21, 23～39, 43, 48～51, 53, 54, 60, 73～76, 83～85, 105, 118～120, 126～130, 134～149, 151～153, 163, 164, 175～177, 180, 194～198, 203～208, 210～221, 225, 234～263, 265, 266, 270～272, 274, 275, 283) 46 (3～6, 10～15, 22～24, 31～34, 49～52, 67, 71, 103～105, 113)	

別表 2

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
山地災害防止機能／土 壌保全機能維持増進森 林	47 (3～6, 8～11, 15, 16, 21, 22, 31, 32, 34～39, 43, 46, 47, 51, 52, 88, 91～93, 95, 96, 98～100, 113～115, 118, 120～124, 126, 129～131, 135, 136, 143, 144, 145～147, 150, 153, 155, 173～176) 48 (1～12, 17～19, 26) 50 (118～123, 126～134, 340～342, 360, 361, 364, 366～368, 543, 544, 546) 52 (16, 277～279, 281)	
快適環境形成機能維持 増進森林	該当なし	
保健文化機能維持増進 森林	旧保原町 4 (33～45) 旧霊山町 20 (142, 164, 165, 188～191, 196)	27.07
木材等生産機能維持増 進森林	該当なし	

別表 3

保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	森 林 の 区 域	
	高度公益機能森林	地区保全森林
伊達		1林班の一部
保原	1(1～4, 6, 7, 16, 17, 23, 24, 26, 28)	9林班の一部 14林班の一部
梁川	11(1, 2, 4, 31, 33, 34, 36～40) 12(23～26, 28, 36～38)	34林班の一部
霊山	40(115, 151～155, 206, 243～245, 248, 273, 280, 283, 285) 41(26, 27, 33) 68(9, 11, 19, 32, 33, 63, 72) 69(9～11, 165)	43林班の一部 45林班の一部

別表 4

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

地 区	森 林 の 区 域	
	被害拡大防止森林（松林）	地区被害拡大防止森林
保原		9林班の一部 14林班の一部
梁川		34林班の一部
霊山		23林班の一部 46林班の一部 49林班の一部 50林班の一部 51林班の一部

別表 5

薬剤による防除の対象区域等

防除措置	対象森林の区域
特別防除	該当なし
地上散布	伊達 1林班の一部（箱崎字愛宕山） 梁川 11林班の一部（字内山） 32林班の一部（舟生字山神山） 月舘 52林班の一部（糠田字杉内）